

「酷暑乗り切り緊急支援」に対する電気料金値引き適用規約

株式会社なんとエナジー

この規約は、国の電気・ガス料金支援「酷暑乗り切り緊急支援」について、なんとエナジーが実施する電気料金値引きの取扱いを定めるものです。

1. 適用範囲

低圧で電気の供給を受けるお客さま

高圧で電気の供給を受けるお客さま

2. 適用期間

低圧：2024年9月分（9月検針分）から2024年11月分（11月検針分）まで

高圧：2024年9月使用分から2024年11月使用分まで

3. 値引き単価（国が定める単価）

各月の燃料費調整単価から以下の値引き単価を差し引くことで電気料金の値引きを行います。

〈低圧で電気の供給を受けるお客さまの値引き単価（税込）〉

2024年8月検針日から 10月検針日の前日までのご使用分	2024年10月検針日から 11月検針日の前日までのご使用分
4.00円/kWh	2.50円/kWh

〈高圧で電気の供給を受けるお客さまの値引き単価（税込）〉

2024年9月1日から 10月31日までのご使用分	2024年11月1日から 11月30日までのご使用分
2.00円/kWh	1.30円/kWh

以上

2024年8月5日制定